

## 議事要旨

### 議 事

#### (1) 北海道みどりの基本方針の素案について

事務局から素案に基づき説明を行い、各委員から意見を得た。

#### 〔主な意見〕

##### 〈PPP/PFIについて〉

- PPP/PFIやPark-PFIが北海道の地方部で成立するのか疑問がある。
- Park-PFIについて、何か事例があると、こういうことをやっている地域があるという説明ができるが、事例が余りないのであれば、マネジメントの質の向上の視点の中で、都市公園法が改正になってこのような制度設計が可能になったという紹介にとどめるべき。
- Park-PFIを導入するとしたら、参入するのは大企業しか考えられないが、例えば、外資系の企業が運営管理した場合に想定される、デメリットについてもしっかり捉えておく必要がある。
- 事業手法をただ示すのではなく、主な事業主体である市町が公園等のマネジメントの方法をいろいろ考え、どういう手法で取り組むのが望ましいのかということを考えさせる内容があると望ましい。

##### 〈広域公園の計画の基本方針について〉

- 基本方針はとても大事な部分なので、章立てするなど詳細な内容とした方がよい。
- 広域公園の整備に携わった人たちが引退し、そのノウハウが継承されないといった問題もあるため、公園を整備する際に留意すべき、基本的な事項について詳細に示す必要があるのではないか。
- 道民は、地域によって気象条件や気候条件が全く違う状況の中で生活していることを念頭に各公園整備のコンセプトを決めるときは、四季折々の活用方法や、地域独自の活用方法などを踏まえ、詳細に検討することを示す必要がある。
- 基本方針には、公園は何を目的としてつくるのかという主旨がしっかりと示されているべきであり、その目的は、地域で考えながら決めていくことが大事だということも含めた成り立ちになっていることが重要。
- 道の厳しい財政状況を考えると、広域公園の真の必要性やニーズへの合致などを地域で考えていくことが今後の整備を考える際の重要な要素になるということを強調してもよいのではないか。

##### 〈配置計画について〉

- 広域公園の未整備地域では、既存の広域公園の誘致圏（おおむね60km圏）外のエリアが残っており、そこは整備する必要がある。財政的に厳しい状況の中、整備を進めるにあたっては、地域のニーズを十分把握し、広域的な視点に立ち、必要性を精査の上進める必要がある。
- 有料の高速道路を活用して公園を利用する利用圏域を考えることに疑問。道民が広域公園を利用する際には、一般道を利用するのではないだろうか。
- 高規格完成道路整備状況及び誘致圏域図については、広域からアクセスできるところにつくるという計画（圏域立地論）になっているが、実態としてそのような使われ方をしているのかということもある。高速道路等の広域ネットワークインフラの整備状況も考慮して立地を決めていくというように自治体に思わせてしまうのはいかがか。

#### 〈モデルプランについて〉

- モデルプランの図は重要で、小さなスケールの道立公園や既存の施設を活用した道立公園など、事業タイプがさまざま選択できることを示しているが、これらの図だけでは、少し意図が伝わりづらい感じがする。

#### 〈持続可能な開発目標（SDGs）について〉

- 持続可能な開発目標（SDGs）について、具体的に何をどのように位置づけたのかがわからないため、内容を充実させるとともにもう少し強調してもよいのではないかと。
- 持続可能な開発目標の取り組みに公園整備が一役買っていて、世界スタンダードで評価できるといった表現になればいい。そうすると、SDGsを知らない人も、こういうものがあるのであれば（公園等の整備に）前向きな気持ちになると考えられる。
- 北海道は、大変広い面積の土地に住んでいて、さらに、一人あたりの公園等の面積が、全国の3倍弱が既に整備されているが、それでも足りないぐらいだと、もっと胸を張って、それだけみどりに関して魅力があるという北海道の特徴を言ってもいいのではないかと。
- 北海道は、みどりの量が1人当たりの面積に置きかえると、他の都府県と比較してすごく大きいので、みどりを確保し地域環境を保全していかなければいけないというように、持続可能な環境の創出に向け、かなり高い意識で北海道は考えているのだという話につなげていくことができる。  
みどりが多く、他の地域とは違った価値観を提供することができるというところまで言っていけると良いのではないかと。

#### 〈策定の経緯について〉

- 策定の経緯の表では、北海道緑のマスタープランが広域公園の配置計画だけのように見え、広域緑地計画になって計画の内容が広がったようなつくりになっているため、策定経緯の表現方法について検討すべき。

#### （2）今後の進め方について

- 素案の方向性について出席委員は了解。文言の整理など、今後の成案に向けての修正の確認等は座長に一任することとした。